

屋外広告物条例第 4 条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和 47 年岩手県告示第 790 号）の一部を次のように改正し、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

平成 21 年 12 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
1 条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定により指定する地域				1 条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定により指定する地域			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 次に掲げる文化財から 100メートル以内の地域				(2) 次に掲げる文化財から 100メートル以内の地域			
ア～ウ [略]				ア～ウ [略]			
エ 旧菊池家住宅（ <u>遠野市土淵町</u> 所在）				エ 旧菊池家住宅（ <u>遠野市土淵町</u> 所在）			
オ・カ [略]				オ・カ [略]			
2 条例第 4 条第 1 項第 6 号の規定により指定する地域				2 条例第 4 条第 1 項第 6 号の規定により指定する地域			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、盛岡市の区域にある道路並びに同表の左欄に掲げる道路から展望できない地域、人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）及び盛岡市の区域を除く。）				(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、盛岡市の区域にある道路並びに同表の左欄に掲げる道路から展望できない地域、人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）及び盛岡市の区域を除く。）			
路線名	区 間		接続する 地域	路線名	区 間		接続する 地域
	起 点	終 点			起 点	終 点	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
一般国道 106号	宮古市千徳第 12 地割 7 番 1 地先 (花輪橋東詰)	<u>下閉伊郡川井村</u> <u>大字田代第 1 地</u> <u>割字去石 269 番</u> <u>7 地先</u> (兜明神鳥居)	[略]	一般国道 106号	宮古市千徳第 12 地割 7 番 1 地先 (花輪橋東詰)	<u>宮古市門馬田代</u> <u>第 1 地割字去石</u> <u>269 番 7 地先</u> (兜明神鳥居)	[略]
	<u>下閉伊郡川井村</u> <u>大字田代第 1 地</u> <u>割字去石 269 番</u> <u>7 地先</u> (兜明神鳥居)	<u>下閉伊郡川井村</u> <u>大字田代第 2 地</u> <u>割字田代 417 番</u> <u>1 地先</u> (<u>市村境</u>)			<u>宮古市門馬田代</u> <u>第 1 地割字去石</u> <u>269 番 7 地先</u> (兜明神鳥居)	<u>宮古市門馬田代</u> <u>第 2 地割字田代</u> <u>417 番 1 地先</u> (<u>市市境</u>)	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
一般国道 282号	[略]	[略]	[略]	一般国道 282号	[略]	[略]	[略]
	八幡平市松尾第 3 地割 154 番 3 地先 (国県道交差点)	八幡平市星沢 76 番 16 地先 (<u>国町道交差点</u>)	[略]		八幡平市松尾第 3 地割 154 番 3 地先 (国県道交差点)	八幡平市星沢 76 番 16 地先 (<u>国市道交差点</u>)	[略]
	[略]	[略]			[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]

一般国道	[略]		
340号	遠野市土淵町土 淵6地割32番1 地先 (国市道交差点)	下閉伊郡川井村 大字川井第1地 割字上川井115 番10地先 (国国道交差点)	[略]
[略]			
一般国道	[略]		
455号	下閉伊郡岩泉町 浅内字下先祖畑 25番1地先 (国国道交差点)	下閉伊郡岩泉町 岩泉字天間17番 2地先 (<u>岩手宮古農業 協同組合岩泉支 店前</u>)	[略]
[略]			
[略]			
主要地方 道紫波川 井線	下閉伊郡川井村 大字江繋第9地 割字明神41番1 地先 (国県道交差点)	下閉伊郡川井村 大字江繋第6地 割字神楽41番3 地先 (神楽橋北詰)	[略]
	下閉伊郡川井村 大字江繋第6地 割字神楽41番3 地先 (神楽橋北詰)	[略]	
[略]			

(3) [略]

(4) 次の表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち中欄に掲げる区間の線路の敷地及び当該敷地に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、盛岡市の区域にある敷地並びに同表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち中欄に掲げる区間の線路の敷地から展望できない地域及び盛岡市の区域を除く。）

路線名	区 間		接続する 地域
	起 点	終 点	

一般国道	[略]		
340号	遠野市土淵町土 淵6地割32番1 地先 (国市道交差点)	宮古市川井第1 地割字上川井 115番10地先 (国国道交差点)	[略]
[略]			
一般国道	[略]		
455号	下閉伊郡岩泉町 浅内字下先祖畑 25番1地先 (国国道交差点)	下閉伊郡岩泉町 岩泉字天間17番 2地先 (<u>新岩手農業協 同組合岩泉支所 前</u>)	[略]
[略]			
[略]			
主要地方 道紫波江 繋線	宮古市江繋第9 地割字明神41番 1地先 (国県道交差点)	宮古市江繋第6 地割字神楽41番 3地先 (神楽橋北詰)	[略]
	宮古市江繋第6 地割字神楽41番 3地先 (神楽橋北詰)	[略]	
[略]			

(3) [略]

(4) 次の表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち中欄に掲げる区間の線路の敷地及び当該敷地に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、盛岡市の区域にある敷地並びに同表の左欄に掲げる東日本旅客鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路のうち中欄に掲げる区間の線路の敷地から展望できない地域及び盛岡市の区域を除く。）

路線名	区 間		接続する 地域
	起 点	終 点	

[略]		
山田線	盛岡市川井村境	[略]
	[略]	
[略]		

3～5 [略]

[略]		
山田線	盛岡市宮古市境	[略]
	[略]	
[略]		

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。